

令和5年11月1日

各介護サービス事業所・施設等設置者 様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
医療介護基盤課

令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の交付要綱の改正について（通知）

本県の福祉行政等の運営については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、各事業所・施設等におかれては日々対応に御苦労されていることと存じます。

標記の補助事業の実施については令和5年8月16日付けで通知したところですが、次のとおり補助基準額等を改正しましたのでお知らせします。ついては、今後この補助金を申請する際には御留意ください。

(1) 改正内容

	令和5年9月30日まで (改正前の基準額を適用)	令和5年10月1日以降 (改正後)
施設内療養に要する経費	・施設内療養者一人あたり1日10,000円(1人あたり最大150,000円。) ・また、追加補助要件を満たす場合は、施設内療養者1人あたり1日10,000円を追加補助(1人あたり最大150,000円を追加補助。)	・施設内療養者一人あたり1日5,000円(1人あたり最大75,000円。) ・また、追加補助要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり1日5,000円を追加補助(1人あたり最大75,000円を追加補助。)
追加補助の条件	・小規模施設等(定員29人以下)にあつては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等(定員30人以上)にあつては施設内療養者が同一日に5人以上いること。	・小規模施設等(定員29人以下)にあつては施設内療養者が同一日に4人以上、大規模施設等(定員30人以上)にあつては施設内療養者が同一日に10人以上いること。
割増賃金・手当のうち、業務手当(上限額) ※時間外手当は除く	(新設)	・職員1人につき、日額による支給の場合には1日あたり4,000円を補助上限とし、1月あたり20,000円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり20,000円を上限額とする。

(2) 改正時期

施設内療養については令和5年10月1日以降実施分、業務手当については令和5年10月1日以降支給分から適用する。

担当 介護事業者指導グループ  
電話 082-513-3208 (ダイヤル)  
Mail fuiryokbn@pref.hiroshima.lg.jp  
(担当者 平田)